

「次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業」業務委託 仕様書

1 事業名

「次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業」業務委託

2 事業目的

愛知県には、車載用・産業用蓄電池のユーザー企業や、セラミックスを始め電池材料を扱う企業、先進的な研究を行う大学・研究機関が集積しており、2024年10月のSTATION Aiの開業によりスタートアップの更なる集積も見込まれ、地域のポテンシャルは高い。こうした状況を踏まえ、セラミックス等の地域の強みを生かした活発な研究・技術開発による電池イノベーションの創出を図るため、産学行政が参画する「あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム」を2024年12月に設立した。

あいち次世代バッテリー推進コンソーシアムでは、「当面の重点分野」の1つとして、「知の拠点あいちに電池開発研究・評価のヒト・モノ・情報が集まる拠点化の検討」を掲げている。

本事業では、知の拠点あいちが備える高度な計測分析機器及びあいちシンクロトロン光センターを活用した電池開発に有用な分析に関する専門性の高い分析技術セミナー等を通じ、電池評価や開発を支援するとともに、知の拠点あいちにおける依頼試験・技術指導等の利用を促進し、拠点化につなげていくことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日（木）まで

4 事業概要

- (1) 分析技術セミナー開催（3回）の企画
- (2) 開催準備
- (3) 普及啓発
- (4) セミナー運営
- (5) アンケート

5 業務内容

(1) 分析技術セミナー（3回）の企画

【開催概要案】

- 時期 令和8年8月～9月頃
- 開催回数 3回
- 会場 あいち産業科学技術総合センター 1階 講習会室
(愛知県豊田市八草町秋合 1267-1)
- 参加者 次世代バッテリーに関心のある企業、大学等の研究者・技術者等
- 定員 100名程度
- 参加費 無料
- プログラム (2～3時間程度)
 - ・主催者挨拶
 - ・講演 (2～3名の講演者から計120分程度)

- ・ 分析技術セミナーは、異なる分析テーマで3回行うものとする。
- ・ 分析技術セミナーのテーマは、知の拠点あいちが備える高度計測分析機器及びあいちシンクロトロン光センターを活用した電池開発に有用な分析に関する内容とすること。
- ・ 知の拠点あいちの分析機器や活用事例等を紹介する内容を含み、知の拠点あいちにおける依頼試験・技術指導等の利用を促進するものとする。
- ・ 分析テーマにふさわしい講師候補者を立案し、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 分析技術セミナー開催準備

- ・ 講師への出演交渉等、出演に係る手配を行うこと。
- ・ 講師の旅費及び謝金の支払を行うこと。
- ・ 分析技術セミナーの会場は、あいち産業科学技術総合センター 本部 講習会室とし、音響設備や机、椅子等の備え付け備品を使用すること。備え付け備品で不足する機材等に係る経費は全て委託料に含むものとする。
- ・ 企画の内容を踏まえ、県と相談の上、適当な日時を設定する。なお、会場の予約は、県が行うものとし、会場使用料及び備え付け備品の使用料は無料とする。
- ・ 開催に必要な物品や機材を準備し、設営すること（備え付け備品の準備も含む）。また、運営に必要な機材の操作を行うこととし、終了後は、原状回復すること。なお、これらに係る経費は全て委託料に含むものとする。

(3) 普及啓発

(ア) チラシ

分析技術セミナー及び実習を周知する以下の印刷物を作成し、令和8年6月12日までに本県に納品すること。また、県から指示のあった送付先へ郵送する（最大10か所）。

○チラシの構成

- ・ 広報に係るチラシは、「分析技術セミナー」をPRする趣旨を踏まえたデザインとすること。

○チラシの仕様

- ・ A4（仕上りサイズ 210mm×297mm）
- ・ 両面フルカラー
- ・ 紙質 マットコートもしくは上質紙
- ・ 作成部数 2000 部

○ 電子データの作成

- ・ 受注者は、電子データ(PDF)を作成し、電子媒体で納品すること。

(イ)パンフレット

知の拠点あいちの分析機器や活用事例等を紹介するパンフレットを作成する。企画、編集・文章作成は県が行い、デザイン・印刷製本等、パンフレットの作成に係る業務を行うものとする。次世代バッテリーや電池開発・評価に関する重要性を理解させ、興味・関心を喚起できる工夫をすること。初回の分析技術セミナー開催 5 日前までに本県に納品すること。()

○ パンフレットの構成

- ・ 知の拠点あいちが備える高度計測分析機器及びあいちシンクロトン光センターの紹介、並びに電池開発におけるそれらを活用した分析事例を紹介した内容とすること。

○ パンフレットの仕様

- ・ A4 仕上り（A3 二つ折り：仕上りサイズ 210mm×297mm）
- ・ 両面フルカラー
- ・ 紙質 マットコートもしくは上質紙
- ・ 作成部数 2000 部

○ 電子データの作成

・ 受注者は、次に記載するデータを作成し、電子媒体で納品すること。なお、データの元となった画像データ、イラストデータ、図表データ及び文字データも合わせて納品すること。

・ PDFデータ

a 高解像度PDFファイル（二次利用用）

文字等が抽出できること。

b 低解像度PDFファイル（ホームページ用）

ディスプレイへの表示及び印刷時も判別が可能であること。

PDFファイルのサイズを10MB以下にすること。

・ イラストデータ

Adobe Illustrator で作成した、再編集が可能なデータ（形式）であること。

(ウ) その他

- ・ 掲載内容及び写真については、関係箇所に内容を照会し、情報確認を受けること。
- ・ 掲載する写真やイラスト等は、原則として受託者が作成、撮影、収集、保持しているものを使用すること。（フリーイラストは使用しないこと。）
- ・ 画像については、著作権・肖像権などに留意すること。

(4) セミナー運営

- ・ 運営にあたっては、講師の他に参加者のサポートや進行の補佐を務めるスタッフを配置する等、必要な人員を配置すること。
- ・ 進行にあたり、司会を1名配置すること。運営上支障がなければ、運営スタッフと兼務でも可とする。
- ・ 運営マニュアル（当日の事務作業・役割分担・留意事項等を取りまとめたもの）及び進行台本等を作成し、講師への対応、司会進行、写真等による記録等運営に必要な事務を行うこと。
- ・ 参加者への配布資料（プログラム、及び講演資料等）を作成し、配布すること。配布資料の内容は、事前に県と調整すること。

(5) アンケート

参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。また、アンケート項目は県と調整すること。

(6) その他付加提案

その他、本事業の趣旨に合う上記（1）～（5）以外で付加提案する事業があれば、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、内容等については、県との協議により決定すること。

留意点

- ・ 分析技術セミナー参加希望者の受付、出席者の名簿管理、事前案内については県が実施するため、これに係る事務作業は本委託業務に含まない。
- ・ 知の拠点あいち見学会の案内は、県が実施するため、これに係る業務は本委託業務に含まない。

(7) 事業全体の運営・管理等

- ・ 本事業を実施するにあたり、次世代バッテリーや電池開発・評価について、一定程度の知見を有している者もしくは知見を有している者から助言を受けることができる者を配置すること。
- ・ 県担当者と連絡を密にし、県と十分に協議し、作業を進めること。
- ・ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ・ 事業の進捗状況等について、随時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ内容等を記載した議事録を提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で差し支えない。
- ・ 県がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- ・ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、県と調整を行い、合意を得て対応すること。

(8) 成果報告書の作成

次世代バッテリー推進事業 電池開発・評価支援事業に係る実績（メディア等への掲載記事の収集等を含む。）及びアンケート結果をまとめ報告書を作成する。

6 成果物及び納品場所

(1) 成果物

- ・ 報告書 3部
(報告書は、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)
- ・ 本業務で作製した紙広報(チラシ類) 2組
- ・ 報告書、PRツール等のデータを記録した電子データ(DVD-R) 1枚

(2) その他

- ・ 報告にあたっては、別途指示する日までに報告書(案)を県に提出し、その内容について県と調整すること。
- ・ 受託者は、別途県が定める書類(完了届、請求書等)を提出するものとする。

(3) 提出場所

あいち産業科学技術総合センター 技術支援部 計測分析室(知の拠点あいち1階)

7 その他

- ・ 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・ 受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果品の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・ 業務委託の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・ 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・ 受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかねばならない。
- ・ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・ 本事業は、地域未来交付金(地域未来推進型)を活用して実施するため、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、解決に努めるものとする。